

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 10 月 22 日～令和 12 年 10 月 21 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、

取得率 80%以上

〈対策〉

・令和 7 年 10 月～ 各職場における休業者の業務のカバー体制の検討・実施

目標 2：社員全員の時間外・休日労働時間の平均を各月 30 時間未満とする。

〈対策〉

・令和 7 年 10 月～ 業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施